石川県住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、令和6年能登半島地震により被災を受けた石川県の能登地域6 市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町をいう。以下同じ)の住宅 の応急修理に係る掛かり増し経費に対し、予算の範囲内において、当該工事を行う者 (以下「事業者」という。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱 の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、応急修理とは、令和6年能登半島地震により被災を受けた能 登地域6市町における災害救助法に基づく住宅の応急修理(見積調査及び見積提示 については住宅の建替えや修理を含む。)をいう。

(対象事業者)

- 第3条 補助の対象となる者は、次の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)に該当する者で、応急 修理を行った住宅と異なる市町に所在する事業者とする。ただし、次の(1)、(2)、(3)、 (4)又は(5)に該当する者が依頼した下請け事業者の所在地が応急修理を行った住 宅と異なる市町の場合は、この限りではない。
 - (1) 一般社団法人 石川県木造住宅協会の会員
 - (2) 一般社団法人 石川県建設業協会(地区協会を含む)の会員
 - (3) 一般社団法人 石川県建築組合連合会に所属する事業者
 - (4) 一般社団法人 石川県工務店協会の会員
 - (5) 石川県瓦工事協同組合の会員

(対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる掛かり増し経費は、能登地域6市町における災害救助法に基づく住宅の応急修理に掛かった費用のうち、次の(1)から(4)までのものとする。ただし、見積調査及び見積提示については一つの物件に対し、次の(1)(3)(4)の合計額の上限を8万円とし、工事費については一つの物件に対し(1)から(4)までの合計額の上限を16万円とする。
 - (1) 人件費
 - (2) 宿泊費
 - (3)燃料費
 - (4) その他知事が認めるもの

(補助額の算定)

第5条 補助金の交付額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の申請を行う事業者(以下「補助事業者」という。)は次に示す書類を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。
 - (ア) 石川県住宅の応急修理に関する掛かり増し経費補助金交付申請書兼実績報告書 (様式1)
 - (イ) 石川県住宅の応急修理に関する掛かり増し経費補助金(精算)請求書(様式2)
 - (ウ) その他別に定める書類
- 2 補助事業者の業務の一部を下請け事業者が行う場合、前項の規定による申請は、 補助事業者が一括して行うものとする。

- 3 補助事業者は、各月ごとに工事の実績をとりまとめ、申請するものとする。 (交付決定及び額の確定)
- 第7条 知事は、前条の規定により、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)を行い、補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 知事は、交付決定等を行うときは、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - 一この補助金に係る対象経費を重複して、発注者等から受けてはならないこと。
 - 二 他の補助金の交付対象となる経費について、重複して申請していないこと。

(交付決定等の取消し等)

- 第9条 知事は第7条の交付決定等を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付決定等を変更し、又は取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他の不正な手段により、当該補助金の交付決定等を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が当該交付決定等を変更し、又は取り消す必要があると認めるとき。
 - 2 知事は、交付決定等を変更し、又は取り消すときは、交付決定等を受けた者に通 知するものとする。

(帳簿書類等の保管)

第10条 補助事業者は、補助金に係る帳簿書類等を、補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実施主体)

第11条 本事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は──部を委託して実施することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項及び補助金の交付に関し、必要な事項は、別途知事が定めるところによる。

附則

- この要綱は、令和6年7月26日から施行する。
- この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年10月28日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

別表

別表			· / &		上限額・数		
対象経費		交付額					
人件費		14,300 円/人・日					
宿泊費		9,800 円/人・日					
		(本工事のみ対象)					
	輪島市	~	金沢市	3,200 円/台			
	輪島市	~	七尾市	1,500 円/台			
	輪島市	~	小松市	4,000円/台			
	輪島市	~	珠洲市	1,600円/台	県外の場合は、 5,200 円/台を補助 上限とする		
	輪島市	~	加賀市	4,600円/台			
	輪島市	~	羽咋市	2,000円/台			
	輪島市	~	かほく市	2,700円/台			
	輪島市	~	白山市	3,400 円/台			
	輪島市	~	能美市	3,700円/台			
	輪島市	~	野々市市	3,400 円/台			
	輪島市	~	川北町	3,500 円/台			
	輪島市	~	津幡町	2,800円/台			
	輪島市	~	内灘町	2,800 円/台			
	輪島市	~	志賀町	1,600円/台			
	輪島市	~	宝達志水町	2,200 円/台			
	輪島市	~	中能登町	1,600 円/台			
160 del	輪島市	~	穴水町	700 円/台			
燃料費	輪島市	~	能登町	1,200 円/台			
	七尾市	~	金沢市	2,000 円/台			
	七尾市	~	小松市	2,900 円/台			
	七尾市	~	輪島市	1,500 円/台			
	七尾市	~	珠洲市	2,200 円/台			
	七尾市	~	加賀市	3,500 円/台			
	七尾市	~	羽咋市	800 円/台			
	七尾市	~	かほく市	1,400 円/台			
	七尾市	~	白山市	2,300 円/台			
	七尾市	~	能美市	2,500 円/台			
	七尾市	~	野々市市	2,200 円/台			
	七尾市	~	川北町	2,400 円/台			
	七尾市	~	津幡町	1,600 円/台			
	七尾市	~	内灘町	1,600 円/台			
	七尾市	~	志賀町	700 円/台			
	七尾市	~	宝達志水町	800 円/台			
	七尾市	~	中能登町 300円/台				

七尾市	~	穴水町	1,000円/台
七尾市	~	能登町	1,800円/台
珠洲市	~	金沢市	3,900 円/台
珠洲市	~	七尾市	2,200 円/台
珠洲市	~	小松市	4,600 円/台
珠洲市	~	輪島市	1,600 円/台
珠洲市	~	加賀市	5,200 円/台
珠洲市	~	羽咋市	2,700円/台
珠洲市	~	かほく市	3,300 円/台
珠洲市	~	白山市	4,100円/台
珠洲市	~	能美市	4,300 円/台
珠洲市	~	野々市市	4,100円/台
珠洲市	~	川北町	4,200 円/台
珠洲市	~	津幡町	3,500 円/台
珠洲市	~	内灘町	3,500 円/台
珠洲市	~	志賀町	2,300円/台
珠洲市	~	宝達志水町	2,800円/台
珠洲市	~	中能登町	2,300円/台
珠洲市	~	穴水町	1,400 円/台
珠洲市	~	能登町	700 円/台
志賀町	~	金沢市	1,600円/台
志賀町	~	七尾市	700 円/台
志賀町	~	小松市	2,500円/台
志賀町	~	輪島市	1,600円/台
志賀町	~	珠洲市	2,300円/台
志賀町	~	加賀市	3,000円/台
志賀町	~	羽咋市	500円/台
志賀町	~	かほく市	1,000円/台
志賀町	~	白山市	1,900円/台
志賀町	~	能美市	2,100円/台
志賀町	~	野々市市	1,800円/台
志賀町	~	川北町	2,000円/台
志賀町	~	津幡町	1,200 円/台
志賀町	~	内灘町	1,300円/台
志賀町	~	宝達志水町	600 円/台
志賀町	~	中能登町	500 円/台
志賀町	~	穴水町	1,000円/台
志賀町	~	能登町	1,900 円/台
穴水町	~	金沢市	2,600円/台
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

	穴水町	~	七尾市	1,000円/台	
	穴水町	~	小松市	3,300 円/台	
	穴水町	~	輪島市	700 円/台	
	穴水町	~	珠洲市	1,400 円/台	
	穴水町	~	加賀市	3,900 円/台	
	穴水町	~	羽咋市	1,400 円/台	
	穴水町	~	かほく市	2,000 円/台	
	穴水町	~	白山市	2,800 円/台	
	穴水町	~	能美市	3,000 円/台	
	穴水町	~	野々市市	2,800 円/台	
	穴水町	~	川北町	3,000 円/台	
	穴水町	~	津幡町	2,200 円/台	
	穴水町	~	内灘町	2,200 円/台	
	穴水町	~	志賀町	1,000 円/台	
	穴水町	~	宝達志水町	1,500 円/台	
	穴水町	~	中能登町	1,000円/台	
	穴水町	~	能登町	900円/台	
	能登町	~	金沢市	3,400 円/台	
	能登町	~	七尾市	1,800円/台	
	能登町	~	小松市	4,200 円/台	
	能登町	~	輪島市	1,200 円/台	
	能登町	~	珠洲市	700 円/台	
	能登町	~	加賀市	4,800円/台	
	能登町	~	羽咋市	2,200 円/台	
	能登町	~	かほく市	2,900 円/台	
	能登町	~	白山市	3,700 円/台	
	能登町	~	能美市	3,900 円/台	
	能登町	~	野々市市	3,600 円/台	
	能登町	~	川北町	3,800 円/台	
	能登町	~	津幡町	3,100円/台	
	能登町	~	内灘町	3,100円/台	
	能登町	~	志賀町	1,800円/台	
	能登町	~	宝達志水町	2,300 円/台	
	能登町	~	中能登町	1,900 円/台	
	能登町	~	穴水町	900 円/台	
く別表に	定めのない事項は	別途知事:	が定めるところに	上る	

※別表に定めのない事項は、別途知事が定めるところによる。